

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和5年12月19日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第94号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【福祉保健部】

①川根診療所の整形外科診療日数変更について

(3) 報告事項【産業部】

①有害鳥獣対策に関すること

(4) 議案審査【建設部】

①議案第84号 安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(5) 所管事務調査【産業部】

①有害鳥獣対策に関すること

②サテライトオフィスの現状と企業誘致について

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	新 田 和 明
委員	武 岡 隆 文	委員	石 飛 慶 久
委員	山 本 優	委員	穴 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（15名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
市民部長	内藤道也	福祉保健部長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
税務課長	竹本繁行	健康長寿課長	中村由美子
地域営農課長	稲田圭介	下水道課長	佐々木宏
税務課市民税係長	森竹加代	健康長寿課健康推進係長	深田京子
地域営農課農地利用係長	佐々木覚朗	下水道課業務係長	田中要
下水道課下水道係長	山崎勝宏		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵		



午前10時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第10回産業厚生常任委員会
を開会いたします。
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、12
月6日及び12日の本会議において付託のあった2件の議案審査、2件の所
管事務調査、及び2件の報告事項を受けます。
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。
石丸市長。
- 石丸市長 本日は2件の審査と2件の報告があります。どうぞよろしくお願ひし
ます。
- 山根委員長 それでは議事に入ります。
これより議案審査を行います。議案第94号「安芸高田市国民健康保
険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
竹本税務課長。
- 竹本税務課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。
議案第94号の要点の説明をいたします。説明資料を説明いたしま
すので、そちらを御覧ください。
説明資料では、主な改正点について記載をしています。まず、改正
理由は、出産予定の国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分の国民
健康保険税を免除するものです。免除額は、その年度に納める国民健康
保険税の所得割額と均等割額から、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月
から、出産予定月の翌々月までの4か月相当分を、多胎妊娠の場合は出
産予定月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの6か月相当分にな
ります。
減額分の費用負担については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の
1となります。
次に、議案書の説明をいたします。
表の右側が改正前、左側が改正後の条例です。2ページの第23条3項
では、所得割額及び均等割額の減額について規定をしております。
次に3ページの24条の3では、産前産後期間の減額に係る届け出を新
設しております。
次に4ページの第24条の4及び附則第18項については、第24条の3の新
設に伴い、所要の改正を行うものです。
最後に附則の第1条では、条例の施行期日を令和6年1月1日と規定し
ております。第2条では、経過措置について規定をしております。
以上で要点の説明を終わります。
- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
金行委員。

- 金 行 委 員 1点お聞きします。
対象の人ですよ。あれは妊婦の人ということは分かるんですが、対象分は区分けしたらどういう人いうんか、そこらをもうちよつと詳しく、対象の人です。分かりませんか。
- 山根委員長 竹本税務課長。
- 竹本税務課長 国民健康保険税の被保険者で、出産された方が対象となります。
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
竹本課長
- 竹本税務課長 単胎妊娠の場合は出産予定月のひと月前から、出産予定月の翌々月までの4か月間。それから多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの6か月間、その期間となります。
- 山根委員長 委員、よろしいですか。
金行委員。
- 金 行 委 員 これは月数は分かるんですが、例えですよ、死産とか、流産とか、いうのは対象になるいうか、早よ産まれるいうんがございますよね、中には、そういうのは対象なるんかいうのを、入ってるんか。そんなのは、できなかつたりって言葉悪いんですが、できなかつたら駄目だとか、そういうのはそういう対象外に入っているんですか、入ってないんですか。お聞きします。
- 山根委員長 竹本課長。
- 竹本税務課長 死産、流産の場合のことですけども、妊娠85日以上の分娩の方が対象で、死産、流産、早産の場合にも対象となります。
- 山根委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕
討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第94号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第94号の審査を終了いたします。
ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩  
午前10時08分 再開



○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより福祉保健部に係る報告事項に入ります。

「川根診療所の整形外科診療日数変更について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長

おはようございます。

それでは、川根診療所の整形外科診療日数変更について説明いたします。

この報告案件は、現在毎週水曜日に実施している川根診療所の整形外科の診療日を来年度から、第1と第3水曜日、月2回の診療日に変更するものです。

川根診療所は1987年、昭和62年に開設し、現在で36年経過しております。JA吉田総合病院から医師の派遣を行いまして、当初は内科、整形外科、外科の三つの診療科目を実施しておりました。その後、受診者の減少に伴って、2021年4月には外科が廃止となり、現在、毎週月曜日に内科、そして水曜日に整形外科を開設しているところです。しかし、整形外科につきましては、1日に全く受診がない日も年間47日のうち4日もあるなど、受診者の減少が顕著に見られています。

資料中段、3の表ですが、整形外科受診回数別患者数を御覧ください。これは、2022年度の患者数ですが、1か月4日の診療日に対し、延べ7人から13人の患者数で、受診回数も1か月に2回までの方が大半を占めています。これらのことから、来年度から整形外科の診療日を、需要に見合った日数に変更していきたいと考えております。

なお、地元の方への周知としましては、川根振興会の代表者に話をし、同意をいただいているところです。また、現在受診されている方は事前に診療日を決めて受診されておられますので、今後外来患者1人1人に周知していくと同時に、お太助フォンやホームページ、広報誌等で、広く周知をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

金行委員。

○金行委員

直接なことじゃないんですが、これは診療所のことであつとお聞きしたいんですが、美土里の先生が2、3日前、診療所の先生が亡くなったということは私聞いたんですが、担当課のほうは御存じでしょうか。先生がお亡くなりっていうことであつて、地元の方はすごく何か心配されるということ聞いたんで、直接的な川根の診療所とは関係ないんですが、御存じですかというのはちょっと心配だったから、お聞きします。

○山根委員長

中村課長。

○中村健康長寿課長

存じ上げております。

- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 宋戸委員。
- 宋戸委員 患者数が少ないというか、診療者数が少ないというこの原因は人口減少もありましょうし、皆さんが健康で病気にならないという努力をしておられる成果か、どういう理由で診療所の利用が少ないと考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。
- 山根委員長 中村課長。  
 ○中村健康長寿課長 川根診療所の整形外科の受診患者数の減少の理由ですが、直接的な原因を調べているわけではございませんが、考えられることとしましては、お太助ワゴンや川根地域のもやい便の運行が開始となり、遠くへの受診が可能となったということが大きな一因ではないかと考えております。  
 以上です。
- 山根委員長 宋戸委員。  
 ○宋戸委員 診療所の回診日を減らすということになりますと、これはますます診療者が少なくなる可能性があるんじゃないかというふうな心配はありませんか。  
 例えば、最後にはこれが閉鎖していくような状況に陥るのではないかという心配があるわけですが、そこらの点は、心配ありませんか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
 石丸市長。
- 石丸市長 ありません。先ほど課長が既に説明したとおり、今の受診状況を踏まえて、その提供の回数を減らすという話をしています。  
 これによって受診機会が制限を受けるという実態は生じません。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。  
 [質疑なし]  
 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします  
 「川根診療所の整形外科診療日数変更について」の報告を終了いたします。  
 ここで説明員退席のため、暫時休憩といたします。  
 ~~~~~○~~~~  
 午前10時15分 休憩
 午前10時16分 再開
 ~~~~~○~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
 これより産業部に係る報告事項に入ります。  
 「有害鳥獣対策に関すること」を議題といたします。  
 執行部より説明を求めます。  
 稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 よろしくお願ひいたします。  
 有害鳥獣対策に関することについて資料を基に説明をいたします。

説明資料1を御覧ください。

有害鳥獣対策については、これまで国・県・市のそれぞれの計画により被害軽減に向け取り組んで参りましたが、依然目標に達していない状況です。

このたび、広島県では2024年度より全国に先駆けて地域課題である鳥獣被害のさらなる低減を目指し、被害を受けた農業者等に直接指導を行う指導者組織である中間支援組織を設立することになりました。本市でもこれに参画し、より戦略的に鳥獣被害対策を進めていきたいと考えております。

(2)を御覧ください。現状では、各市町の技量、ノウハウのみで被害対策の指導を行っておりますが、この組織を活用することにより、先進的な技術や知見に基づく指導方法の導入が図れることで、より戦略的な対策が実施できることを期待しております。

(3)では、支援組織の概要を記載しております。名称は広島県鳥獣対策等地域支援機構となります。

(4)では見込まれる効果等を記載しておりますが、特に期待しているところは、こちらには記載されていませんが、専門的な知識を習得した担当者の異動による指導力低減を防ぐためにも、県による専門組織への参画を行って参りたいと思います。

以上で説明を終わります。

- 山根委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 山本委員。
- 山本委員      応援機構は柵の設置とか、そういう応援の補助的な制度の活用みたいなものはあるんですか。
- 山根委員長      答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長      補助金等の部分につきましては、市の今までの補助金を使っていたかと。ただ、その設置に際しまして、獣害対策の効果が上がるような指導をしていくのがこの組織のアドバイザーの形になります。
- 以上です。
- 山根委員長      山本委員。
- 山本委員      効果があるような指導と言われますけども、どのような指導されていくんですか。今までも囲いわなとかいろいろやられておりますが成果がまだ出てないような状態だと聞いておりますが、対策としてはどういうことを考えておられますか。
- 山根委員長      稲田課長。
- 稲田地域営農課長      柵等を設置して守る状況は作っておられるんですが、設置の仕方について、ある程度その技術的なものを指導して参りたいと思っております。
- 以上です。
- 山根委員長      ほかに質疑はありませんか。

- 石飛委員。
- 石 飛 委 員 安芸高田市は、安芸高田市鳥獣被害防止計画というものを、作られていますよね。その中には体制とか、捕獲方法とか、いろいろお示しされたものがあるんですが、その辺はどのように今後、再編されるんですかね。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 防止計画につきましては、市の有害鳥獣に対する方向性を計画しとるものでございます。このたびについては、実際に農家の方が、そういう防止作業をすることについての技術的指導を行っていくのが主な形になります。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
- 石飛委員。
- 石 飛 委 員 地元の関係といえは地元の関係なんでしょうけど、やっぱり市も大きく関わるし、目的が同じものであれば、統合してより効果を出すべきだと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 統合と言っても、市は市で防止計画を組んでます。県は県で管理計画というのを組んでるわけです。その中で、県の中でそういう組織を作っていたら、そこが技術的指導を均一的にもって、そこを市のほうへ派遣してもらって、市の中で活動してもらおうというものになりますので、それぞれの計画は計画であるという形になります。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
- 石飛委員。
- 石 飛 委 員 それならそれで県の動きと、市の動きはそれぞれあって、相互に意見交換といいますか、情報交換しながら鳥獣対策を有効にしていればと思います。
- 以上です。そのことについて答弁があれば。
- 山根委員長 答弁ありますか。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 県のほうもですね、関わっていただくんですが、その中間支援組織自体は民間の方が、そういう鳥獣対策に長けた方が一応指導をもってやられます。その中で県の中ではあるんですけど、県とは別なものの形になりますので、そういった形で有効にうちも使っていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。
- 山根委員長 よろしいですか。
- 武岡委員。
- 武 岡 委 員 この中間支援機構、行政とちょっと違う立ち位置ということですが、これには今13市町が、一応参画を検討されておるといことな



んですが、大体アドバイザーをどの程度見込んでおられるのか、それで十分足りてるのかどうか。一旦、これをお聞きします。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 現在、地域営農課のほうに鳥獣対策アドバイザーという形で、会計年度職員さんがおられます。この方がこの組織に属していただいて、そこでいろいろ学習をしてもらう。その知識をまたこっちに持って帰ってもらうという形になります。

○山根委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
児玉委員。

○児玉委員 4番目の見込まれる効果です。その一番下の業務の精査、実施体制の改善、それから鳥獣交付金等の有効活用。これらで、こういった対策の強化でということなんでしょうが、市の一般財源及び地元負担の軽減とあるんですけども、具体的にもう少し詳しく、どの辺を想定されてこの一般財源や地元負担が軽減していくのか、そこを詳しく分かれば説明いただきたいと思うんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。

○稲田地域営農課長 現在、市の補助金で柵等の設置をしてるところが多いんですけど、国の補助金もあります。県の対策事業も行っております。それらを有効に使うことによって、市の負担、地元負担も軽減が図れるというふうに思っておりますので、そういう活用を考えております。  
以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「有害鳥獣対策に関すること」の報告を終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
これより建設部に係る議案審査を行います。

議案第84号「安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木下水道課長。

○佐々木下水道課長 それでは説明資料の1ページをお開きください。

1の改正理由ですが、総務省の通知に基づき、農業集落排水事業及び

浄化槽整備事業について、本年度末までに地方公営企業法の適用に取り組むことの要請がありました。本年度までの3年間での債務負担行為により統合に向けた取組を行ってきました。

既に地方公営企業法の財務適用で運営している「下水道事業会計」へ、2の対象会計、2事業を統合し、その関係条例の整備を行うものです。3の条例改正の内容です。

議案の1ページをお開きください。第1条は「特別会計条例」から対象2会計について削除し、2ページ、第2条で「下水道事業の設置等に関する条例」、特別会計の設置及び管理条例で必要なものを追加するものです。

6ページをお開きください。第3条「下水道受益者負担金及び分担金徴収条例」は条例の文言を改正するものです。

7ページ、第4条、「農業集落排水処理施設の設置及び管理条例」及び11ページ、第5条の「浄化槽整備施設の設置及び管理条例」はそれぞれを管理条例とし、設置に関する必要な条項は今回の第2条に追加しています。

11ページの下段、第6条「下水道料金審議会条例」は条例の文言を改正し、し尿収集手数料について追加するものです。

13ページ、第7条は、下水道に関する基金について公営企業会計となることに伴い、条例を廃止し、現金については下水道事業会計へ帰属するものです。

最後に施行の期日ですが、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 ちょっと1点お聞きします。

国のあれで公営会計の適用、さらなる推進を図るということで、改正するということですが、公営企業会計とは事業収入でその収入を得たお金で単独で事業をして、経理をするということだと私認識しとんですが、それでよろしいですかね。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 そのとおりでよろしいと思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 このたびの公営企業会計の適用については、全部適用ですか。それとも一部適用でしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 一部適用です。

以上です。

- 山根委員長 よろしいですか。  
石飛委員。
- 石飛委員 一部適用と全部適用の差というものはどの辺になるんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木下水道課長 今回につきましては一部適用を採用したのは、理由については現状の組織体制、これをこのまま維持できる。それから経営の内容、例えば財政状況、こういったものもこの一部適用、これで十分把握できると判断しましたので、一部適用といたしました。
- 全部適用とすると、先ほどの最初説明した人員であるとか、そうした事務所のスペース等も考えていかなければならない、またそれによってお金がかかる。そういったところから、今下水道事業会計のほうについては一部適用で運営しておりますので、この状態を継続したいというふうに考えております。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。  
石飛委員。
- 石飛委員 よく分かりました。一部適用ですが、では、議案書の2ページの下水道事業の設置、第1条ですが、この中の文言がかなり修正されて、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るためという長い文章がついてますよね。本来、農業集落排水もその農業従事者、またはその地域の生活者っていうくくりですが、現在特に農地の農業従事者も少なくなつて、水路並びにそういうところを従事する人がいなくなつてるといふ現状の中、地域だけで守られる状況でないというのが、全国的に見られてる状況だと思ふんですが、その辺は国の方向性もあると思ふんですが、市としてはその辺は今からの管理体制とかいうものは、このたびは考えていないという状況でよろしいんでしょうか。
- 山根委員長 佐々木課長。
- 佐々木下水道課長 我々がやってるのは下水道事業でございますので、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、そうしたものっていうのは当然、例えば浄化槽であれば、使用すれば水路等に流していきますから、そうしたところはあるんですけども、これによって今、石飛委員が説明したこと、この部分については、全く別物というふうに考えていますし、考えておりません。
- 以上です。
- 山根委員長 石飛委員。
- 石飛委員 下水道とか農業集落排水とか浄化槽、それぞれ対象といいますか、そういったところが、違ってくると思ふんですが、農業振興であるか、生活を重視したものかというものがあるんですが、ある種、ひとくくりになりつつあると思ふんですね。そうしていかないといけない状況だと思ふんですが、このたびは一部適用ということで、単体としての水路、そういう保全っていうものは別枠だと、市全体では見てないということ

でよろしいんでしょうね。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木下水道課長 それでよろしいと思います。下水道の処理ということでございますので、生活雑排水、し尿、そうしたものの処理を我々は今やっていると  
ころでございますので、そうした水路等の管理、この部分については今この  
下水道事業、事業下においては考えておりません。

以上です。

○山根委員長 石飛委員。

○石飛委員 最後に農業集落排水も11月からだったんですかね。今年の値上げと  
いいですか、料金の見直しがあつて下水道事業と同等というわけでもな  
いでしょうが、ある程度、準拠した形で値段も上がっていく可能性もあ  
ると。

このたびの議案書の中でも、そういった料金の審議会をもって検討  
しなくてはいけない。言ってみれば、全体的に市の水路っていうものを見  
ていかななくちゃいけないっていう。そして管理していかななくちゃいけ  
ない、経営していかななくちゃいけないという状況ですよ。その後今、  
先の見通しを言えっていうのも難しいですが、料金のことについては、  
どのように考えてらっしゃいますか。

○山根委員長 佐々木課長。

○佐々木下水道課長 今回のこの審議会、これにつきましては、下水道等、それからし尿  
くみ取り、し尿手数料の条例、これを今回加えて、今後同時に料金改定、  
見直しをしていきたいというふうに考えています。

それから今後の下水道、それらの料金に関して言えば、財政状況が  
非常に厳しい中で、来年2月から料金改定を実施しますが、以前にも申  
し上げましたように、その3年後、次の料金改定についても検討してお  
ります。財政状況、先ほど何回も言いますように、非常に厳しい施設も  
たくさんありますし、今、処理場の更新工事を行ってますけども、今後、  
ポンプとか、管路、そういったものにもお金が大変必要になりますし、  
この先さらに厳しくなることが当然予測されます。ですので、先ほど言  
いました3年後の料金改定、ここは将来的な10年、15年、その辺も見越  
して、料金改定のほうを見直したいというふうに考えています。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第84号「安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備  
事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整

備に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第84号の審査を終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより所管事務調査を行います。

「有害鳥獣対策について」を議題といたします。

当委員会では、これまでの対策と効果、そして今年度の取組について調査して参りました。本日は、今年度の有害鳥獣対策に際し、現地状況を確認いたします。

これより別室にて現地状況の動画視聴を行います。

この際、11時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩中に行いました動画視聴に際し、意見はございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員

先ほど試験的な取組として囲いわなを見させていただいたんですけど、捕獲実績が今のところないということなので、成果がどうなるかっていうのは分かりませんが、しばらく私は捕獲まではね、やっぱりかかるんだろう思うんですよ。今はやっぱり動物として本能的に警戒心が強いですから、特にイノシシなんてものすごく警戒心があるので、時間がちょっとかかるんじゃないかと思います。

それはそれとして、そのときに捕獲実績が出たときにまた、現地視察をさせていただければ、いいかなと思うんですけど、ほかの箱わな、それらも見させていただきました。この件については、実績があつて、実際に捕獲された状況も、ビデオで見させていただきましたけど、そういうところまで行くまではやっぱり箱わなも、初めからすぐかからないっていうのが私も経験しておるんですけど、ですから時間を相当かけんといけんという思いがいたしました。

それと合わせて、やっぱりこれは動物ですから警戒心が相当強いというところがありますので、今いろいろな猟友会の人と話をする中で、

やっぱりだんだんだんだん、逆に今度は勉強して、動物も。餌は食べてもかからないというぐらいの知恵がついておるような状況になっておりますので、また新たな実験的な対応をするということも必要なのかなというふうに思いました。

それから有害鳥獣対策でくくりわなが今、よくかかるというふうな猟友会の話でしたので、そこらの経験者の話もね、聞いてやると。くくりわなについても技術的には難しくなくて、それから1人でも対応できる状況だそうです。特に今の試験的に囲いわなについては、1人じゃちょっと対応が難しいかなというふうなところもありますので、そういったような幅広いといいますか、捕獲の仕方をやっぱり普及していくというのは、大事なかなというふうに思います。

以上です。

○山根委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今、移動式の囲いわな、見させていただいたんですが、なかなかビデオでしたから詳しくは見れませんでしたけども、今までの囲いわなのように1頭とか2頭とかいうんじゃないくて、御家族でごそと取りたいというような計画なんかなと思いましたけども、先ほど宍戸委員言われたように、設置が今の捕獲班で猟友会なんかでやっていただくとすると、人数が非常に減ってきておると。そういったところの設置をどうやっていくんかというのは大きな課題だろうなと思いますし、またまだ取れないということですが、やっぱり餌を、どういう餌が一番、頭数多く寄って来るんかっていうのもやっぱりこれからの大きな課題だろうなと思ってるので、その辺をしっかりと今後見ていく必要があるだろうなと。そういうところを今後経過を見ていければと思います。

以上です。

○山根委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 本当に対応策がいろいろと手法を変えて、くくりわなとかから箱わな、囲みわなという形で大変苦勞されてると思います。本日は執行部のほうより鳥獣対策等地域支援機構が加入するという形で、新たな対策の手法というものがまた来年度から加わる形になると思います。そういう意味でも、この支援機構に対して財政支援をして、本市の対策、鳥獣害対策を防止しようということなんでしょうが、併せて、地域の地元の個別的な鳥獣対策も、やっぱり交付金を充てるという併用の形になってますんで、今からも、どんだけ効果的に鳥獣対策が行われているかというものは、チェックしていかなくちゃいけないんじゃないかというように感じました。

以上です。

○山根委員長      ありがとうございます。  
ほかに御意見はありませんか。  
山本委員。

○山本委員      今後報告事項でありましたが、鳥獣対策等地域支援機構ができて、これからのどういうんですかね、猟友会との関係、財政面的な補助の関係とか、負担が軽減されるという言葉も使われておりますが、どういう面で負担軽減になるのか、いうところをもっともっと調査していかなくちゃいけないかなど。機構ができたばっかしで、どれだけの動きができるのか、いうところもこれからのことだろうと思いますので、しっかりと今後も継続調査していく必要があるかなと思います。  
以上です。

○山根委員長      ありがとうございます。  
ほかに御意見はございませんか。  
〔意見なし〕  
いろいろと御意見いただきありがとうございます。  
まとめることまではいたしません、皆様のお考えについて、お聞きした中で、「有害鳥獣対策に関すること」については、今後も所管事務調査は必要ではないか、継続し調査が必要というお考えが強かったと思います。

ということで、今後についても「有害鳥獣対策に関すること」については所管事務調査を続けて行うとすることに御異議はありませんか。

〔異議なし〕  
異議なしと認め、そのようにいたします。  
以上で「有害鳥獣対策に関すること」の調査を終了といたします。  
続いて、「サテライトオフィスの現状と企業誘致について」を議題といたします。

当委員会ではこれまで、サテライトオフィス事業の現状及び今後の展開について、執行部への聞き取り調査及び進出企業の現地調査を行って参りました。調査後に委員から出た御意見はまとめておりますので、12月8日に行った現地調査については委員長から報告をいたします。

12月8日サテライトオフィスの現地視察を行いました。企業3か所を訪問し、それぞれの取組内容や課題などを伺いました。

安芸高田市を選んだ理由は、イベントを通し人脈ができ、その方を通して起業をした。会社関係の知り合いを通して起業をした。など、人と人との繋がりが最も大きな起業の後押しに繋がったことが印象的でした。

今回の調査した企業は、起業して1年目、2年目、3年目の、会社内容としては、防災の仕組みを提案する企業、農業分野に発明的なICTの導入で実証事業をされている企業、また規格外の野菜を乾燥野菜に加工し、新たなビジネス展開をされている企業でした。

それぞれ課題に挑戦されておりますが、存続も検討しないといけなど、厳しい経営状況の企業や地域に課題があることが、会社の取り

組む内容と、計画的に方向性を定めていらっしゃる企業など、業種や企業体の仕組みによって大きな違いを感じました。

今回の現地調査では、経営面の課題、相談窓口の設置が上がっております。これはこういった課題についてしっかりと押さえていくことが委員さん、皆様の統一見解となったと受け止めております。

一応、委員長としては皆様の御意見をまとめさせていただきましたがほかに御意見があれば発言をお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 サテライトオフィス企業の現状について現地調査はやったんですが、結果的に各企業とも経営面が一番大きな課題だと、収入がなかなかないから、ということ。それと市との関係でやっぱり市との交渉窓口、相談窓口みたいなのがあればいいというようなことを強く感じました。

そういう中で今後もやっぱり執行部に言うんでしたら、相談窓口とか、継続していけるような支援体制というようなものについて、検討していただくように執行部のほうへ提案していきたいと感じました。

○山根委員長 ありがとうございます。

ほかに皆様から御意見ありませんか。

〔意見なし〕

委員のほうから、課題については先ほども申し上げた経営面の課題、そして相談窓口の設置等を求められているという御意見がありました。今後において、市長部局に対して、課題の定義、やり方としては一般質問や委員会を通した政策提案などを行っていければということだと思います。

お諮りいたします。

「サテライトオフィスの現状と企業誘致について」の所管事務調査については、このたびの調査によって、一応継続調査は終了といたすということで、したいと思えますけれども、皆さん御異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で「サテライトオフィスの現状と企業誘致について」の調査を終了といたします。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項についてを議題といたします。

現在「有害鳥獣対策について」継続調査とするよう意見が出ております。ほかに御意見ありませんか。

よろしいでしょうか。

ほかに意見がないということで、それでは、先ほど御意見いただきましたとおり、「有害鳥獣対策に関すること」を、継続調査事項として、定例会最終日に、継続調査の申し出をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。



〔異議なし〕

異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。

よって会議規則第109条の規定により議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行います。

その他皆様から何かございませんか。

〔発言なし〕

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆様から御意見等ありましたら、発言をお願いします。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

委員長一任ということですが、それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議ありません、ということですのでさよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事を全て終了といたします。

これをもって第10回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 閉会